

第二回建築法体系勉強会議事概要

日時 平成 23 年 5 月 13 日（金） 15:00～17:00
場所 国土交通省 11 階特別会議室
出席者 浅見委員、金井委員、神田委員、久保座長、辻本委員、土居委員、深尾委員、古阪委員
事務局：住宅局担当審議官他

議事概要

事務局からの震災対応等の報告、勉強会の検討事項、進め方等に係る委員からの意見表明に引き続き、事務局も交えて意見交換。

意見表明及び意見交換における主な発言（事務局発言を含む）は以下の通り。

○勉強会における検討対象、検討の進め方について

- 基本法制定を前提に建築の理念、関係者の責務、関係法の抜本改正方向を検討すべき
- ストック対策が主要課題となる中で基本法として建築のあり方を宣言する必要性に疑問
- 基本法ありきでなく、現行関連法の課題、全体体系のあり方を白地で議論すれば良い
- 建設業法、区分所有法などのあり方も検討対象とすべき
- 主として基準法等に関し議論しつつ、関係法の問題点等も幅広くご指摘いただきたい

○建築規制のあり方について

- 空家・空地対策等ストックのスリム化・有効活用を進める枠組みが必要
- 発注側の多様化、供給側の技術格差拡大等に対応した枠組みを検討すべき
- モニタリングの重視、周辺との契約による担保など動的な制御の仕組みに移行すべき
- 情報公開、専門家の説明責任に支えられた仕組みに移行すべき
- わかりにくさ及び実態との乖離を解消すべく規制のスリム化を目指すべき。
- フローよりもストック対策を主眼とする体系に移行すべき

○個々の規制のあり方について

- 単体性能に関し重要な性能に関しては発災前に担保する一方で、測定・記憶装置で性能不足が計測されれば使用禁止し、所有者と設計・施工者間で解決する仕組みも検討すべき
- 集団規定を基準法ではなく都市計画あるいは地域に委ねるべき。
- 集団規定を性能規定化し自治体が自ら計画策定を支援すべき。

○その他

- どの業界団体・専門家団体が各々どの分野に関わっているのかを整理していただきたい
- 関係団体からなるコンソーシアムが補助事業を活用して建築の質の向上に関し検討しとりまとめた報告書が参考となるので紹介すべき
- 今般の大震災による被災地域の復興の円滑化に向け、特例的対応を検討すべき

最後に座長より、次回は各委員より①補足的な意見表明；②建築基本法に関し抱いているイメージ；③ストックに係る建築規制のあり方をご提示いただくことが要請され、また、委員からの要請に対応してコンソーシアムによる建築の質の向上に関する検討概要を事務局より紹介することとなった。